政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和6年3月19日

石川県知事 馳 浩

## 1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名 南加賀保健福祉センター加賀地域センター清掃業務管理委託
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等 日常清掃(週4回(火~金))437.1 ㎡、日常清掃(週1回)374.3 ㎡、 ワックス塗布(年1回)709.1 ㎡、随時清掃(随時)
- (3) 納入期限(履行期間) 令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)
- (4) 発注所属及び納入場所

住 所:加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105-1 所 属:南加賀保健福祉センター 加賀地域センター 連絡先:TEL0761-76-4300 FAX 0761-76-4301

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

- 3 契約相手方の決定方法
  - (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
  - (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。
- 4 見積書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和6年3月28日(木)午前11時
  - (2) 提出先

住 所:小松市園町ヌ48

所 属:南加賀保健福祉センター 総務課

連絡先: TEL 0761-22-0793 FAX 0761-22-0805